

地方における知財活用の推進 ～特許庁における地域・中小企業に 対する知財支援について～

- (①知財総合支援窓口、②デザイン・ブランド活用支援、
③知財金融支援、④海外展開支援、⑤意欲的な地域の支援)

平成27年11月30日
特許庁総務部普及支援課

I-1. 全体像(地域創生・中小企業支援の強化)①

- 地域に根付く中小企業の活躍は我が国の経済成長の源泉であるとの認識の下、支援を強化。
- 「①**地域の実情に配慮した支援**」、「②中小企業の多様なニーズに対応する**支援メニューの拡充**」を目指す。
- 以下の**6本の柱**を重視した施策を展開し、地域創生を知財の面から後押し。

28年度概算要求額(27年度予算額)

1. 「知財総合支援窓口」の機能強化

【123.2億円の内数(105.9億円の内数)】

知財総合支援窓口(47都道府県(57ヶ所)に設置)について、(独)工業所有権情報・研修館を活用し、①弁理士・弁護士等の活用の拡大(全窓口に専門家を週1回以上配置)及び直接訪問による支援強化、②中小企業支援機関との連携強化等抜本的な機能強化を実施。

【支援件数実績】 23年度:10万件 24年度:12万件 25年度:15万件 26年度:15万件 (23年度から1.5倍増)

2. 地域の先進的な取組支援及び知財金融の促進

【3.0億円(2.5億円)】

以下の施策などを通じ、知財活用の裾野を拡大。

(1) 先進的・意欲的な地域への予算的支援[2.0億円(1.5億円)] **メニュー拡充**

意欲的な地域の先進的な知財活用提案プロジェクトを伴走型で支援(約20テーマ(27年度は15テーマ)を採択予定)。

【27年度採択テーマ】 大企業の知財と中小企業との知財ビジネスマッチング、大学生の商品アイデアを活かした中小企業による商品開発等

(2) 知財金融支援 [1.0億円(1.0億円)]

知財ビジネス評価書等の作成支援(年間150件)及びシンポジウムなどを通じ、金融機関から中小企業への知財に着目した融資を促進。

【参加金融機関】 26年度試行(22金融機関) → 27年度(54金融機関 27年8月10日現在)

3. 地域中小企業による知財活用の促進を担う「橋渡し人材」の派遣

【2.0億円(新規)】

地域における事業化機能拡充のため、潜在ニーズを掘り起こして事業を構想し、金融機関を含む地域ネットワークを構築活用しながら、シーズとのマッチングから、資金調達、販路開拓までを支援する「事業プロデューサー」を意欲のある地域に派遣(6地域程度)。

28年度概算要求額(27年度予算額)

4. 調査から出願、侵害対策まで一体となった海外展開支援

【19.8億円(19.0億円)】

(1) <情報収集> 各国及び台湾における知財制度等の調査と情報提供 [10.3億円(10.3億円)]

知財調査員を海外事務所に配置(13名)し、現地法律事務所も活用した現地状況の実態調査・情報収集を実施。

【知財調査員配置地域】 27年度:中国、韓国、台湾、ASEAN、インド、中東、米州、欧州

(2) <調査> 特許情報分析活用支援 [1.4億円(1.4億円)]

研究開発、出願、審査請求の各段階での包括的な特許情報分析を支援し、海外展開を含む経営戦略に貢献。

【支援予定件数】 地域の団体等も対象とした研究開発・出願段階の特許マップ作成支援を強化(50件→100件)

(3) <権利化> 外国出願補助金 [6.3億円(6.3億円)]

海外展開計画中の中小企業等に対し、外国出願費用(現地代理人費用、翻訳費等)を助成(約700件を予定)。

【支援件数実績】 23年度:102件(26地域) 24年度:191件(36地域)、25年度:381件(40地域) 26年度:540件(43地域+JETRO)

(4) <係争> 海外侵害対策補助金 [1.4億円(1.2億円)] **メニュー拡充**

①海外の模倣対策費用(侵害調査、行政摘発等)、②冒認出願等により提訴を受けた場合の防衛(係争)費用に加え、③悪意のある者による先取り商標出願の取り消し費用を対象に追加。

(5) <係争> 海外知財訴訟保険補助事業 [0.6億円(新規)]

中小企業を会員とする団体の海外知財訴訟保険の創設を支援。

※上記の他、知財総合支援窓口や海外展開知財支援窓口(海外知的財産プロデューサー)による相談支援及び日本発知財ビジネス海外展開支援も継続して実施。

5. 地域の独自性を活かしたデザイン・ブランド力強化支援

【3.5億円(新規)】

①地域の中小企業にとって身近な「意匠」・「商標」を活用した商品の差別化・高付加価値化、②「地域団体商標」を活用した海外事業展開に向けた支援を実施。

6. 発明のインセンティブ向上に向けた支援

中小企業の職務発明制度の理解促進(普及)と職務発明規程整備の専門家相談(支援)を両輪で実施。

※上記の他、特許庁の地域での活動強化に向けた施策(巡回特許庁/地域知財戦略本部)の強化を実施予定。

<参考> 中小企業の特性に応じた知財支援策の活用

- 中小企業の特性に応じた知財支援策の活用により、知財活動を効果的に促進することが重要。
- 典型的な2つのケースの場合にも、その特性に応じた多様な知財支援策が利用可能。
 - ① 技術を強みとする企業（主に製造業等）
 - ② デザイン・ブランドを重視した事業活動を行う企業（主に卸売業・小売業、サービス業等）

27年度新規★

28年度新規★

28年度拡充※

中小企業(385万社)		全国支援メニュー			地域支援メニュー	
業種	特性	制度面	相談・知財戦略関連	資金面		
製造業 43万社(11%) 出願件数比率 特許: 74% 意匠: 67%	① 技術・ものづくり 自社開発型 ※自社技術で海外展開、高い開発力を有する企業 下請型・地場産業型 ※下請けで培った技術で下請脱却を目指す企業	早期審査(特許)	知財総合支援窓口 海外法務専門家派遣 職務発明規程導入サポート★	特許情報分析活用事業★ 知財を活用した金融支援★	外国出願補助金 侵害対策補助金※ 日本発知財活用ビジネス補助金★ 知財訴訟保険★	各経産局等により実施 (例) 知財ビジネスマッチング 産学連携活動促進 中小企業経営者向け実践研修 地域重点産業知財活動調査・支援
			デザイン重視型 ※デザインを重視した消費財(食品等)を販売する企業 地域ブランド型 ※地域資源を活用した地域ブランドの全国展開を図る企業			

事業プロデューサー★

特許料等の減免措置

特許料・商標登録料等の引下げ(改正法公布済み)

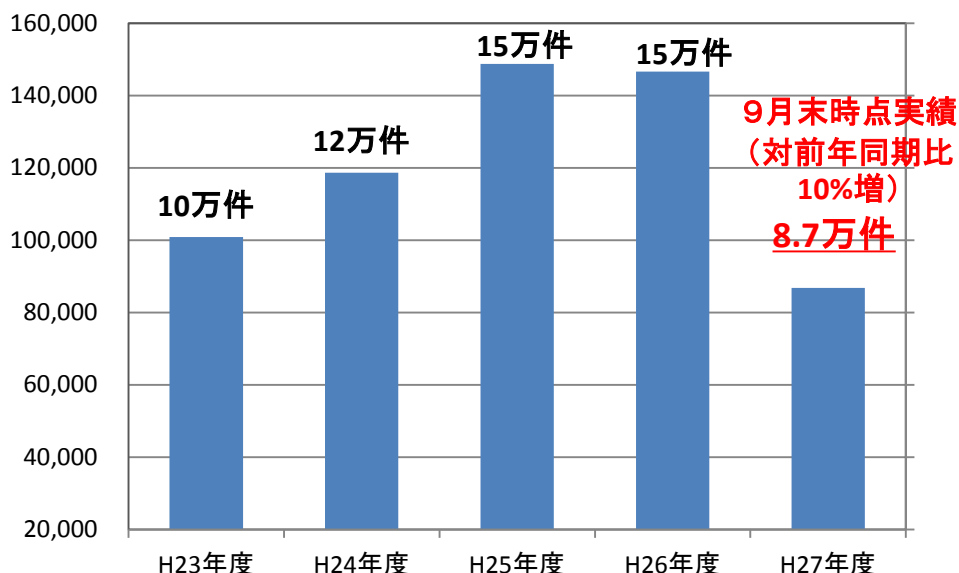
地団商標登録料の減免措置★

Ⅱ－1 知財総合支援窓口①(支援実績)

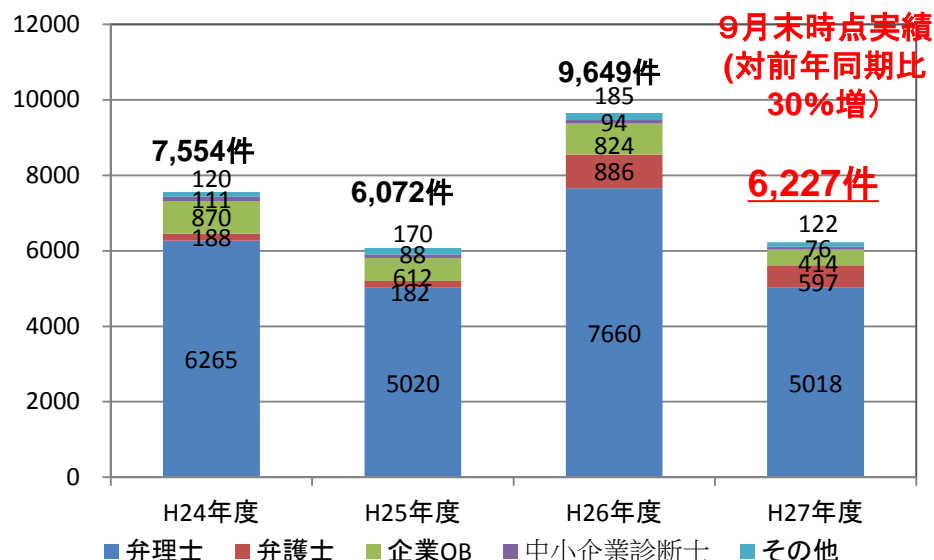
- 支援件数は事業開始の23年度が10万件、24年度が12万件、25年度が15万件、26年度が15万件と推移。
- 27年9月末時点で支援件数は約8.7万件となり、**前年同期比約10%の増加**。
- 専門家を活用して支援を行っている件数も増加しており、27年9月末時点で約6千件あり、**前年同期比約30%増加**。弁理士80%、弁護士10%の割合。

支援件数及び専門家活用件数推移

支援件数推移



専門家活用件数推移



<よろず支援拠点との連携>

窓口支援担当者研修及び窓口連携会議等において、よろず支援拠点の活用を案内するなど、知財総合支援窓口とよろず支援拠点との連携を推進した結果、連携実績は27年9月末時点で**約300件**(前年同期(約20件)に比べ大幅に増加)。

<28年度に向けた機能強化>

独立行政法人工業所有権情報・研修館(INPIT)を通じた総合調整機能の強化を図る予定。

II-1 知財総合支援窓口②(支援事例)

- 知財総合支援窓口における、事業に資する知財面からの支援事例は以下のとおり。

知財ポータル(<http://chizai-portal.jp/>)より

<権利化から海外展開、経営戦略まで一貫した支援>

A社 (愛知県 建設業・製造業 従業員7名)

窓口利用の経緯

同社は受注待ち体質からの脱却を目指し、新たな発明をしたが、従来技術との相違点を見いだせず特許出願を半ば諦めていたところ、窓口支援担当者が同社を訪問したことがきっかけ。

窓口での支援

先行技術調査方法の支援等特許出願を支援。また、公設試の耐候性試験を紹介。さらに、外国出願補助金の活用支援により、韓国の特許権を取得のほか、新たなPCT出願及び意匠出願を実施。経営戦略のサポートとして、支援機関のビジネスプラン発表会への参加を推薦し、採択されたことにより金融機関や企業等とのマッチングが実現。専門家を活用しての契約締結によるライセンス料収入の確保や、特許を利用した製品等による売上げ増加につながり、業界のリーディングカンパニーに成長。

今後の予定

新工場設立による地域雇用促進、保安用品販売店との契約による全国展開、海外知財専門家の代理店契約支援により海外展開も計画。

<専門家による出願支援及びビジネスプラン作成支援>

B社 (北海道札幌市 産業用ワイパー・トイレタリ製品の販売 従業員5名)

窓口利用の経緯

同社は販売を専業としていたため、知的財産活動には積極的ではなかったが、業界のニーズを把握していくうちに、同社独自の製品開発の必要性を感じ、新しいアイデアをもとに試作していくうちに、権利化の必要性を感じるようになったことがきっかけ。

窓口での支援

同社は試作品の権利化を実用新案で考えていたが、ビジネス展開を考慮すると特許出願が適当である旨助言。さらに、専門家(弁理士、中小企業診断士)派遣による特許出願支援及びビジネスプラン作成支援を実施。小規模事業者活性化補助金を紹介。採択されてからは、対象製品の認知度が上がり、出荷台数が増えると同時に、その他の製品の売上も増加した。権利化したことにより、従来は想定外であった大手企業との直接取引ができるようになった。

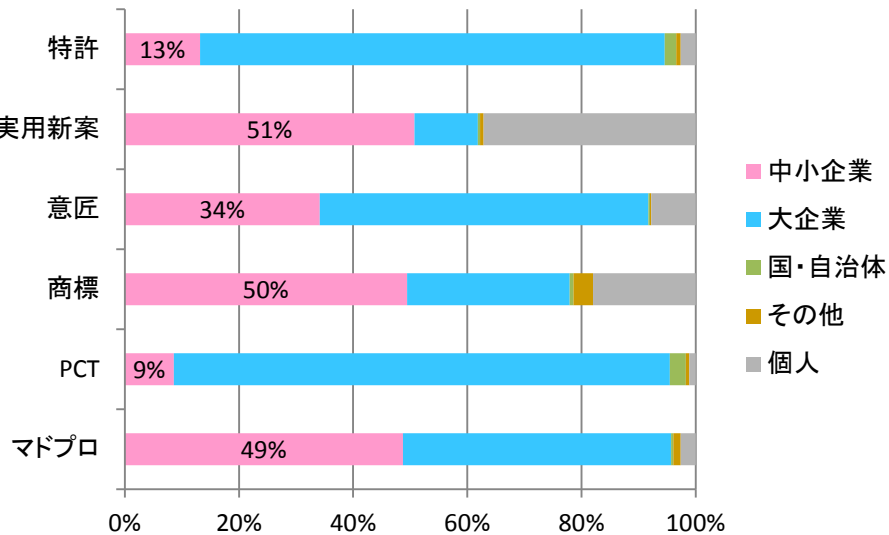
今後の予定

同社は同種製品のバージョンアップ製品の開発あるいは新たな装置の開発等にも取り組んでおり、さらに積極的に自社ブランドの構築に努めていく予定。

Ⅱ-2 デザイン・ブランド活用支援①(背景)

- 中小企業の出願件数比率は、特許(約13%)に比べ、意匠(約34%)、商標(約50%)は高く、大型設備やものづくりのノウハウを必要としないデザインやブランドは地域の中小企業にとっては身近な知的財産。
- デザインを活用し、商品の魅力向上による売上のアップや新市場開拓による顧客層の拡大に貢献した事例あり。

【中小企業の出願件数比率】



(1) 新たな市場の開拓 ⇒ 商品の魅力が向上し、売上アップ

消費財デザイン

脚立の例(大阪府)



<http://www.hasegawa-kogyo.co.jp/product/item/product.php?id=30>



http://www.hasegawa-kogyo.co.jp/lucano/design.html#photo_g

＜デザイン活用の効果＞

- ・デザイン活用により従来にはない魅力的な商品を提供。
- ・インテリアやギフトといった新市場を開拓。国内シェア4割を獲得。

(2) 自社ブランドの開発 ⇒ 下請けから脱却し、新市場に進出

生産財 BtoB

配管用デジタル式圧力計の例(東京都)

一般的な圧力計は、銀や黒といった特徴のないデザインが多い。



<http://www.krone-shop.com/category/1/>

＜デザイン活用の効果＞

- ・視認性、操作性、安全性が向上。
- ・他社商品との差別化、**自社ブランドの確立に寄与**。

(3) 既存の技術を応用した新たな商品を開発 ⇒ 新市場に進出し、顧客層を拡大

生産財BtoB → 消費財BtoC

装飾用ペイントの例(東京都大田区)



著作権利権者：(C)JDP
サイト名：GOOD DESIGN AWARD
リンクURL：<http://www.g-mark.org>

＜デザイン活用の効果＞

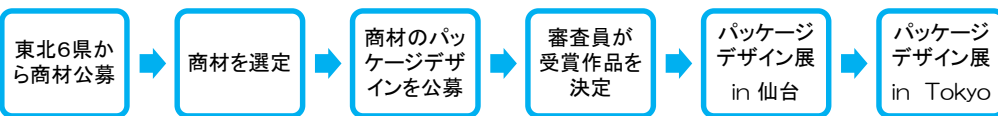
- ・デザイン活用により付加価値の高い商品開発。
- ・販売開始から1年間で**1万5千本の売上**。

Ⅱ-2 デザイン・ブランド活用支援②(支援例)

- 28年度は、以下のような取組事例を参考に、活用に向けた施策を強化。
- デザインの意識啓発から事業化まで一貫したデザイン支援を通じて、制度の普及及び意匠権の取得促進。
- ブランド戦略の策定や海外での事業化支援を通じて、地域団体商標の海外展開を強化。

～パッケージデザインの支援を通じた東北復興～

1. 事業スキーム



2. 受賞作品 (みちのく塩辛:八葉水産)



http://www.tohoku.meti.go.jp/2004_tokkyo/topics/pdf/140911_1.pdf



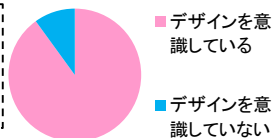
http://www.tohoku.meti.go.jp/2004_tokkyo/topics/pdf/150212.pdf

- 優秀賞10点のうち、6商品が実際に市場で販売(平成27年10月末現在)。
- 「みちのく塩辛」権利取得状況(平成27年10月末現在)。
 - ・商標権取得済(平成27年8月14日登録査定)
 - ・著作権移転済
 - ・意匠出願中(新規性喪失の例外を適用)

3. デザイン意識の向上

- デザイン支援後、企業の90%がパッケージデザインの重要性を認識。

※購買層の嗜好や視点をより意識するようになった。
 ※印刷会社やデザイナーとの向き合い方について、意識が高まった。
 ※デザインに関連した商品開発の重要性や、業界の活性化の起爆剤としてのデザインについて気付きあり。



～生産量日本一の枕崎鰹節に対するブランド支援～

1. ブランド戦略策定

(1) 戦略的な商標取得

- 知財総合支援窓口を利用し、国内及び海外進出先における商標取得戦略を策定。 地域団体商標取得(22年)、商標取得(23年)



(2) ブランドイメージの向上

- 商標の使用基準・品質基準を策定。
- 一目で枕崎鰹節と分かるロゴマークの作成。

2. 出願支援

- 外国出願補助金を活用し、米、英、仏、独、伊へ商標出願。
 ※現在、欧州(特にフランス)への進出を目指し、現地工場の建設・製造販売の準備中。

3. 事業化支援

(1) 海外向けの販路拡大

- 商談会・展示会の開催
 例: 鹿児島県等が香港・台湾で商談会を開催。
 枕崎の組合がフランスの「食の祭典」で展示。



フランスで枕崎産の鰹節をPRする枕崎水産加工業協同組合(西日本新聞)

(2) ブランドの普及・周知

- 地域団体商標を使ったグッズを販売。
- メディアを利用したPR。
- 行政と連携したPRを実施。
 例: 友好都市である北海道稚内市(昆布が特産)と枕崎市が連携した「コンカツプロジェクト」の推進。

Ⅱ-3 知財金融支援①(知財ビジネス評価書作成支援)

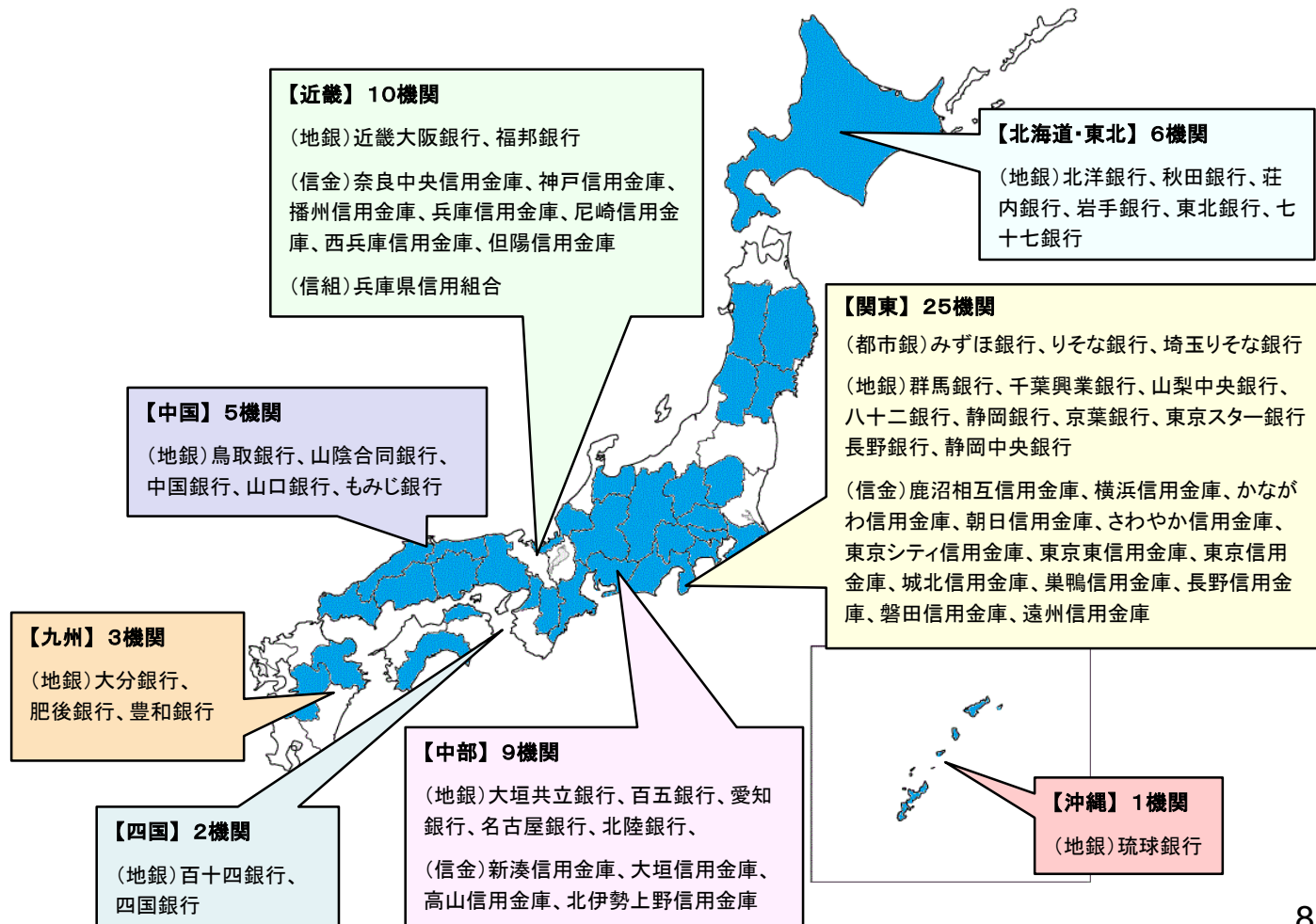
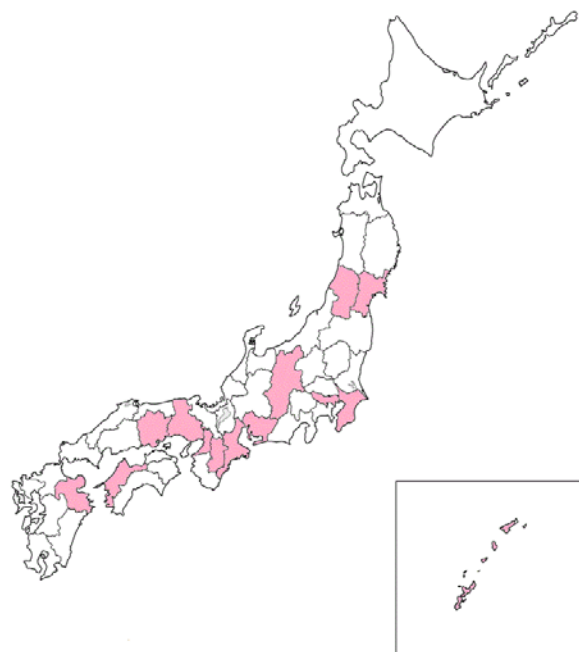
- 中小企業の知的財産権について、専門の調査会社はその技術内容等を含めたビジネス全体を評価し（知財ビジネス評価書）、金融機関において事業性評価や融資判断材料としての活用を促すための支援を26年度（試行）から開始。
- 27年度は、26年度の約3倍の金融機関が知財ビジネス評価書を利用。

平成26年度(利用金融機関分布)

平成27年度(利用金融機関分布)

金融機関:22機関、知財ビジネス評価書:51件

金融機関:61機関、知財ビジネス評価書:135件



Ⅱ-3 知財金融支援②(今後の方向性)

- 27年度から本格的支援を開始。①知財ビジネス評価書作成支援を実施するとともに、②普及啓発を図るシンポジウムの開催、また③金融機関向け知財金融マニュアル(基本編)を作成。
- 28年度は金融機関における知財金融を促進するため、引き続き知財ビジネス評価書作成支援を実施するとともに(予定件数):150件)、知財金融マニュアル(応用編)を作成予定。

26年度(試行段階)

【一部の金融機関における支援の試行】

- 公募等により、一部の金融機関には試行的な評価書の提供を行い、評価書の効用について金融機関の評価を確認。

金融機関の評価

- 企業を知るきっかけになる
- 企業の格付け実施の際に利用できる
- 評価が高かった企業には金利優遇するという使い方ができる
- 企業とのコミュニケーションツールとして利用できる
- 企業に対する経営支援のツールとして利用できる
- ⇒✓融資審査の補強材料として利用可能
- ✓金融機関の一連の活動の中で様々な活用可能

27年度(本格的支援開始)

【全国的な評価書利用による知財への着目】

- 評価書の提供を通じて、金融機関に評価書の効用を確認、知財への着目を促すとともに、融資制度・融資審査に知財を組み込むべく検討を促進。また知財金融マニュアル(基本編)を作成。

【27年度の主な報道例】金融機関における知財ビジネス評価書活用関連

- 27年 4月 山口銀行が評価書を活用した融資制度を創設。
- 10月 北洋銀行が評価書を活用した融資制度を創設。
- 10月 百五銀行が評価書を活用した融資第1号を実施。
- 11月 千葉興業銀行、岩手銀行、名古屋銀行が評価書を活用した融資を実施。

28年度(知財金融の促進)

【個々の金融機関の知財金融促進】

- 金融機関における知財活用および評価書を活用した融資を促進するため、引き続き評価書作成支援を実施するとともに、知財金融マニュアル(応用編)を作成予定。

知財金融支援の展開

銀行への働きかけ

【金融機関との意見交換と、普及啓発にあたっての要望の確認】

- 個別に銀行訪問し、知財金融について意見交換を実施。【26年実績:約60行】
- 知財融資に関心がある銀行から、職員向けの知財制度のレクチャーと併せて、知財金融の説明に来て欲しいという要望あり。

【関心のある金融機関への啓発】

- 関心のある銀行等に対して、産業財産権専門官による知財制度レクチャーと併せて、知財金融支援の説明や意見交換を実施。【27年度10月末実績:8回】
- 個別銀行毎にも働きかけを実施。【27年度10月末実績:約50行】
- 知財金融の普及啓発を図るシンポジウムを大阪で7月に開催。関東でも29年1月に開催予定。

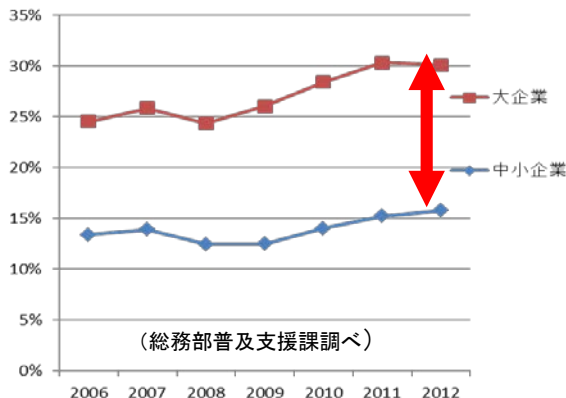
【関心のある金融機関への啓発の強化】

- 27年度に引き続き、知財制度レクチャーと併せた知財金融支援説明を銀行に実施。また27年度作成の知財金融マニュアル(基本編)を用い金融機関への働きかけも継続実施。講演者については、知財金融の有識者や評価会社の担当等も派遣。

II-4 海外展開支援①(現状と課題)

- 大企業の海外出願率が30%程度であるのに対し、中小企業では15%程度と、依然として低い状況。
- 中小企業の海外展開を阻む最大の問題は高額な外国出願費用。海外での権利侵害も多く、支援が必要。

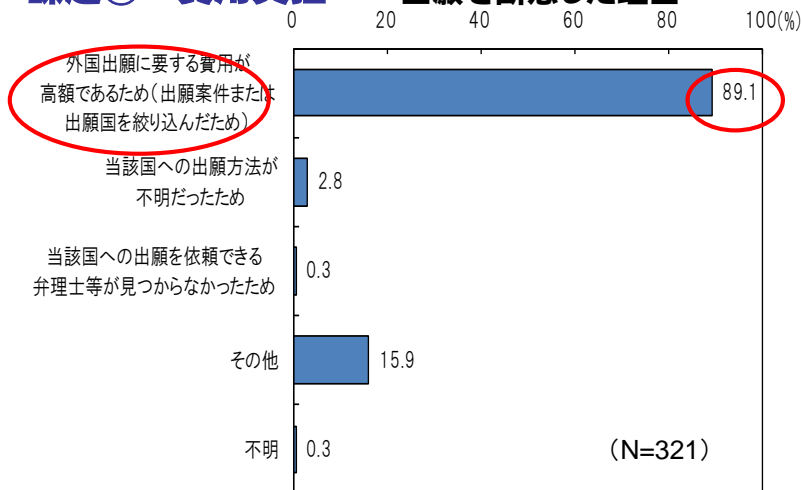
●中小企業の現状 特許の海外出願率※



※海外出願率= (優先権請求件数+PCT直接出願) / (国内出願+PCT直接出願*)

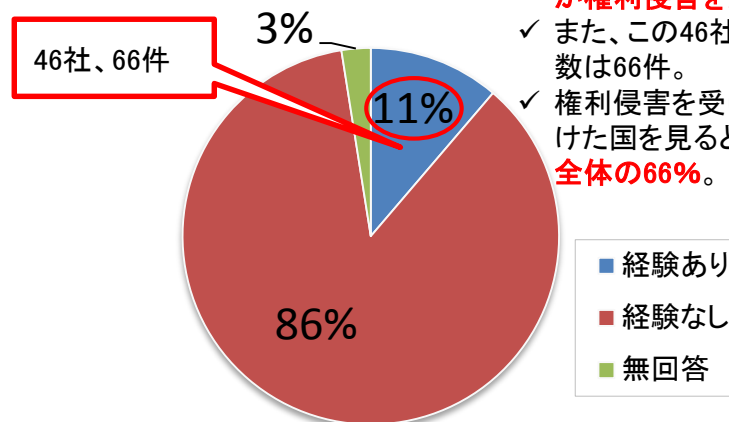
*PCT直接出願：国際出願の受理官庁としての日本国特許庁に出願されたPCT出願のうち、国内出願に基づかない出願

課題① 費用負担 出願を断念した理由



課題② 権利侵害(模倣品)

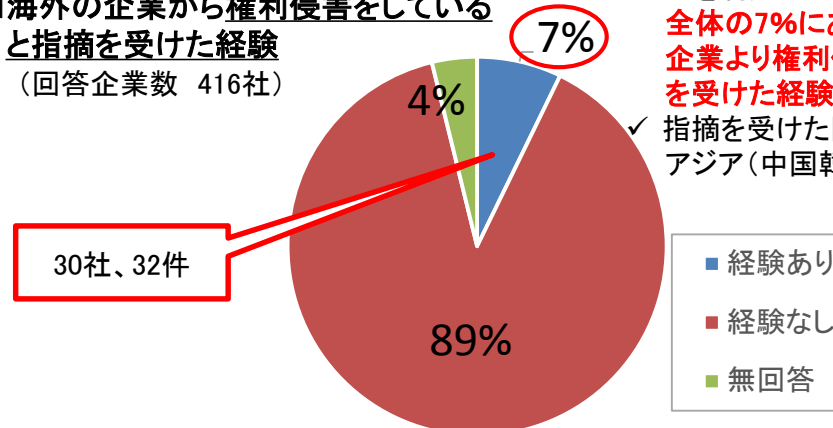
■権利侵害を受けた経験 (回答企業数 416社)



- ✓ アンケート回収企業(外国出願補助金を利用した企業)416社のうち、**1割を超える企業(46社)が権利侵害を受けた経験があると回答。**
- ✓ また、この46社において権利侵害を受けた件数は66件。
- ✓ 権利侵害を受けた案件について権利侵害を受けた国を見ると、**中国、韓国などのアジア圏が全体の66%。**

課題③ 権利侵害(被告)

■海外の企業から権利侵害をしていると指摘を受けた経験 (回答企業数 416社)



- ✓ アンケート回収企業(外国出願補助金を利用した企業)416社のうち、**全体の7%にあたる30社が海外の企業より権利侵害していると指摘を受けた経験があると回答。**
- ✓ 指摘を受けた国を見ると、**欧米、アジア(中国韓国台湾)。**

II-4. 海外展開支援②(権利化から侵害対策まで一気通貫)

- 中小企業や地域ブランドの海外展開を、権利化から侵害対策まで「一気通貫」で支援。
- 28年度は事業展開(侵害対策)段階での支援メニューを拡充すべく概算要求中。

権利化

外国出願支援補助金

中小企業等外国出願支援事業6.3億円(6.3億円)

事業の内容

中小企業者等による戦略的な外国出願の促進を図るため、(独)ジェトロ及び都道府県中小企業支援センター等を通じ外国出願にかかる費用を助成。※平成20年度開始

事業イメージ

【補助金交付先】都道府県中小企業支援センター等(地域分)
(独)ジェトロ(全国分)

【補助率】1/2

【補助上限額】1企業の上限額：300万円(複数案件の場合)
案件毎の上限額：特許150万円

実用・意匠・商標(地域団体商標含む)60万円
冒認対策商標出願30万円

【補助対象経費】:

PCT国際出願・パリルート、マドプロ出願、ハーグ出願の各国移行に係る外国特許庁への出願手数料、翻訳費用、現地・国内代理人費用

【支援予定件数】1000件程度

実績

	24年度	25年度	26年度	27年 10月末日現在
実施地域	36地域	40地域	43地域 +全国	43地域 +全国
利用件数	191件	381件	540件	534件

事業展開(侵害対策)

海外侵害対策補助金(拡充:新規メニュー)

中小企業等海外侵害対策支援事業1.4億円(1.2億円)

事業の内容

(独)ジェトロを通じ、模倣品による権利侵害調査(下記①)、海外において知財侵害で訴えられた場合の対応(下記②)、さらに冒認商標取消係争(下記③)に係る対策費用を助成し、海外での適時適切な権利行使と侵害係争対策の促進を図る。

<①模倣品対策>

模倣品に関する調査から模倣品業者に対する警告・行政摘発手続までの費用。地域団体商標も対象【28年度拡充部分】。

<②防衛型侵害対策>

海外で外国企業から知財侵害で訴えられた場合の弁護士への相談や訴訟準備・訴訟に係る費用。地域団体商標も対象【28年度拡充部分】。

<③冒認商標無効・取消係争>

中小企業の所有する商標や地域団体商標に係る異議申し立て、取消審判請求、訴訟等冒認商標の無効・取消係争に係る費用。【28年度新規部分】 ※海外で悪意のある第三者が日本ブランド商標を先取りしている場合。

事業イメージ

【補助金交付先】(独)ジェトロ

【補助率】①模倣品対策:2/3、②防衛型侵害対策:2/3、
③冒認商標無効・取消係争:2/3

【補助上限額】①模倣品対策:400万円、②防衛型侵害対策:500万円、
③冒認商標無効・取消係争:500万円

【支援予定件数】①模倣品対策:30件、②防衛型侵害対策:5件、
③冒認商標無効・取消係争:30件

実績

	24年度	25年度	26年度	平成27年10月末日現在
①利用件数	12件	11件	11件	【申請件数】 ①模倣品対策 24件 ②防衛型侵害対策 3件

海外知的財産訴訟保険補助金(新規)

中小企業等海外知的財産訴訟保険事業0.6億円

事業の内容

新興国等、海外で知財侵害によって訴えられるリスクへの対策のため、中小企業を会員とした全国団体の団体保険として、海外知財訴訟保険を創設し、保険創設期の掛金について、補助金によって掛金負担を軽減し、中小企業の加入促進を支援。

事業イメージ

【補助金交付先】

海外知財訴訟保険を団体保険として創設する中小企業を会員とした全国団体。【実施スキーム】

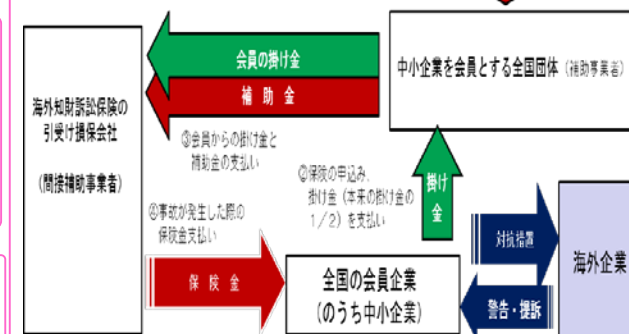
【補助対象経費】

会員企業の保険加入時の掛金。

【補助率】1/2

【予定加入件数】500件

※アジア地域における係争を想定



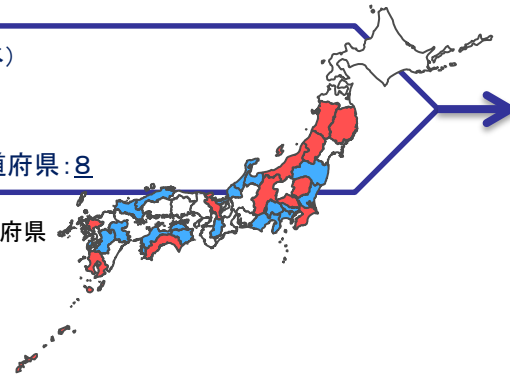
Ⅱ-5 意欲的な地域支援①(背景)

- 地域における知財の取組は、**知財の重要性への認識の違いや各種制約(人材、知識、予算不足)によりバラツキ**があり(地域知財支援デバイド)。

地方公共団体の取組状況

都道府県における知財戦略等の策定状況(特許庁調べ)

- ◇ 単独の知財戦略を策定している都道府県: 39
- ◇ 総合施策の一部として知財戦略を策定している都道府県: 8
- 知財戦略の策定を3年以内に策定または改訂した都道府県
- 知財戦略の策定を一度も改訂していない都道府県



地方公共団体でも知財戦略の策定は実現

理想と現実のギャップ
の存在

都道府県における知財予算と人員の状況(46都道府県回答※)

- ◇ 1千万円未満との回答が約半数(24)であり、2千万円未満となると約8割(41)
- ◇ 知財担当者が1名以下との回答が約4割(19)

※「地域における中小企業に対する知財支援活動状況等分析」結果(特許庁:平成25年度事業)

現実には施策強化に繋がっておらず、また、時代に沿った知財戦略の見直しも不十分

東京都等積極的な取組を実施している地方公共団体は存するものの……

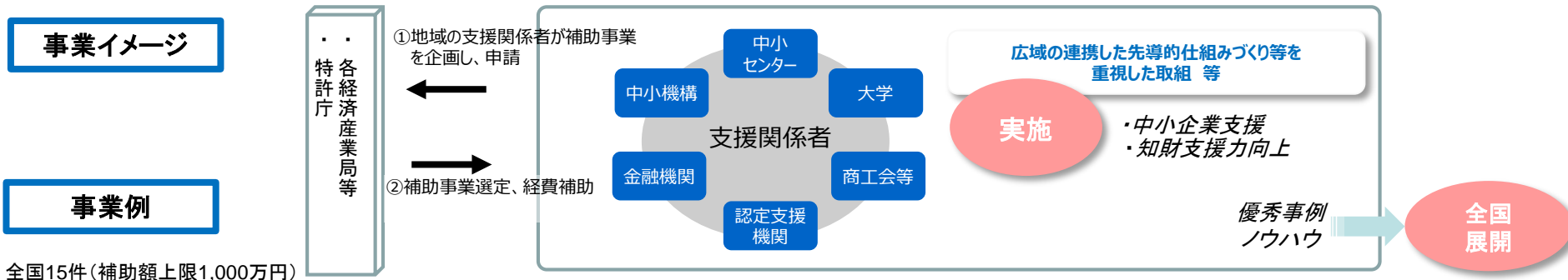
バラツキの要因(地方が抱える課題)

- 1 知財や知財支援の重要性の認識不足
- 2 支援効果の実感不足(経験不足)
- 3 人材・知識不足(専門家含む)
- 4 予算的制約(意欲はある)

支援の地域間格差により、地域の中小企業が不利益を受けているケースあり。

Ⅱ-5 意欲的な地域支援②(支援例)

- 地域における課題に対応し、地域の知財支援体制構築や連携強化を通じた知財支援力向上を促進するため、**意欲的な地域による先進的な知財支援の取組費用を補助する事業**を、27年度開始。
優れた先導的取組事例やノウハウは全国に共有し、他地域への普及・展開を図る予定。



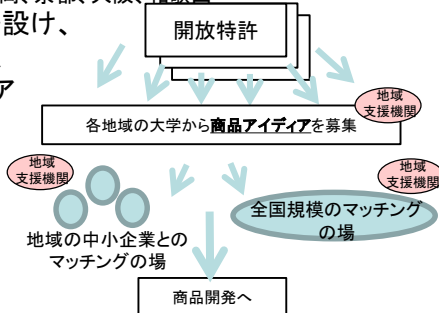
大企業等の開放特許を活用した地域中小企業へのマッチング支援(関東)

<概要>

大企業等の開放特許を、大学生等の商品アイデアを活用し、中小企業へつなぐ(マッチング)仕組みと場を提供。

<支援内容>

- ・11都府県(※)の30大学等の学生を対象とし、大企業等の開放特許を活用した商品アイデアを募集。(※)青森、茨城、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、静岡、京都、大阪、和歌山
- ・地域ごと及び全国規模でマッチングの場を設け、地域支援機関(地方公共団体、金融機関、商工会議所等)が連携して、商品アイデアと中小企業のマッチングを支援。
- ・広域の地域支援機関が参加し知財活用を促進。



地域団体商標のブランド価値を活用した地域間連携による新たな土産品開発(北海道)

<概要>

地域団体商標を取得した複数の商品を組合せ、国内観光客及び北海道・東北におけるインバウンド観光の主役である台湾からの観光客向けの観光土産品の開発を支援。

<支援内容>

- ・台湾の消費者目線によるマーケティングも取り入れた魅力ある商品開発。
- ・作り手の物語、その商品が作られた風土、生産者のこだわりなど、商品が持つストーリーを絡めて情報発信し、地域ブランド力向上に寄与。
- ・商品の統一パッケージやロゴの開発、ツアー客へのテスト販売も実施。

